

高松市・牟礼町合併協議会会議録
第 3 回 会 議

平成 1 6 年 5 月 2 0 日 (木)

高松市・牟礼町合併協議会

高松市・牟礼町合併協議会会議録

第3回会議

1 日時

平成16年5月20日(木)午後2時00分開会・午後2時38分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	高木英一	委員	松田勝
委員	廣瀬年久	委員	藤井勇
委員	三野重忠	委員	静孝義
委員	谷本繁男	委員	安戸清次
委員	渡部康一	委員	香川深雪
委員	大橋光政	委員	加藤博美
委員	三野八儿子	委員	小西百々代
委員	梶村傳	委員	浜川憲博
委員	大浦澄子	委員	村上貞夫
委員	三笠輝彦	委員	太田量子

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	関正則
副幹事長	三野重忠(委員兼務)	幹事	中村憲昭
幹事	熊野實	幹事	佐々木永治
幹事	横田淳一		

6 事務局

事務局長	林	昇	総務班長 兼調整班兼計画班	加藤 将門
事務局次長	加藤	昭彦	総務班 兼調整班	安西 正門
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井	隆	総務班	黒淵 博美

会 議 次 第

1 開会

2 新委員の紹介

3 会議録署名委員の指名

4 議事

(1) 協議事項

協議第1号 合併の方式（協定項目第1号）について

（第2回会議提案：継続協議）

5 その他

(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(2) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

6 閉会

午後 2時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第3回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かと御多忙の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

会議次第2 新委員の紹介

議長（増田会長） 会議に入ります前に、委員の異動がございましたので、御報告かたがた御紹介を申し上げます。

お手元の高松市・牟礼町合併協議会委員等名簿に基づきまして、高松市側から紹介をさせていただきます。

5月14日に開催された高松市議会臨時会におきまして、谷本繁男氏が議長に就任され、規約に規定されている「1市1町の議会の議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介を申し上げます。

谷本委員 谷本でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 同じく、大橋光政氏が副議長に就任され、規約に規定されている「1市1町の議会の副議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

大橋委員 大橋です。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 次に、5月7日に開催された牟礼町議会臨時会におきまして、渡部康一氏が議長に就任され、規約に規定されている「1市1町の議会の議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介を申し上げます。

渡部委員 渡部です。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 同じく、三野ハル子氏が副議長に就任され、規約に規定されている「1市1町の議会の副議長」としての委員に就任されておりますので、御紹介を申し上げます。

三野委員 三野ハル子でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 次に、安戸清次氏が規約に規定されている「1市1町の議会の議員のうちからそれぞれの議会の選出する委員」として、委員に就任されておりますが、まだお見えでございませんので、御紹介だけ申し上げます。

なお、三野委員さんと安戸委員さんにつきましては、選出区分の異動でございまして、委員の変更はございません。三野委員さん、安戸委員さんには、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これより会議に入らせていただきます。

会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の3 会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、梶村 傳委員さんと松田 勝委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第4 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の4 議事に入ります。

会議次第4 (1) 協議事項

議長（増田会長） (1)の協議事項でございますが、協議第1号合併の方式（協定項目第1号）についてを議題といたします。

なお、協議第1号については、第2回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、改めまして協議第1号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第1号合併の方式（協定項目第1号）について御説明いたします。

座って失礼いたします。

会議資料1ページをごらんいただきたいと思います。

協議第1号につきましては、第2回会議に新設合併と編入合併の両案を併記して提案し、継続協議となっているものでございます。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、案1について御説明をいたします。

案1でございますが、枠の中に書いてございますように、「高松市及び木田郡牟礼町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」というものでございます。

その考え方をその下に書いておりますが、「平成の合併では、地方分権の進展に伴い、地方自治の更なる確立のため、合併により今までの概念にとらわれない新しい地域を創り

出していくことが求められている。このようなことから、新市を一体のまちとみなし、新市の均衡ある発展を目指すためには、対等な立場に立って、合併特例法のメリットも踏まえ、総合的・一体的な視点から公正・公平な合併の協議をすることにより、両市町が有する優れた地域特性や歴史文化を生かしつつ、様々な都市機能や都市サービスを相互に連携・補完する魅力あるまちづくりにつながるものと判断し、現在の高松市と牟礼町の区域をもって新しい市を設置する「新設合併」を選択することとする。」というものでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。

案2について御説明をいたします。

案2でございますが、「木田郡牟礼町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。」という編入合併の方式でございます。

その考え方でございますが、「高松市と牟礼町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の牟礼町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。」というものでございます。

なお、4ページ、5ページには、参考資料ということで、合併の方式による比較あるいはその他先進都市の事例を記載しておりますが、前回第2回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第1号につきまして、御質問、御意見等承りたいと存じます。どなたからでも御発言をお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

松田委員 松田でございます。

説明がありましたように、私の方の議会でも慎重に、真剣に協議いたしました。編入合併やむなしと、こういう結論が出ましたので、ここで代表して編入合併すること

を報告しておきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかに御発言ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

三野委員 三野でございます。

今、松田委員の方から、そういう編入合併やむなしという意見がございまして、大方の意見ということで。それに至るまでにいろいろございましたので、やっぱりこの席で申し上げておくべきではないかと思っておりますので、申し上げさせていただきたいと思っております。

主なものでございますけども、両論併記の提案を受けて、編入、新設の議論を徹底してすべきではないかというような議論も出たわけですが、何せ来年の3月を目途にという皆様方の御意向もあるようでございまして、なかなか徹底議論ができない、そういう不満が残っているということも事実でございます。

そして、今回の5月20日も、その議論を徹底するためには、延期も必要ではないかというようなことも、そういう意見も出ているのがひとつでございます。

そして、新設合併を望むべきですけども、そういう、本当はもうそれを望みたいという意向が随分出まして、しかし他町、きのうの新聞にも出ておりましたが、庵治町もこの6月1日、2日と、そういう合併に向けての動きがございまして。そういうことから、他町のことなんか絡め合わせますと、やっぱり新設を望みながらも編入やむなしかなという、そういう意見がございました。

それと、我が牟礼町は、11月9日に住民投票をいたしましたけれども、そのときには、なかなか資料が十分でなかったというようなこともございまして、それから合併するというけども、果たしていいんだろうか、そういうふうな意見に変わっている部分も大分あるというような意見も出ました。

そして、編入合併で、本当は新設を望むんだけども、編入合併でどんな得があるのかという、そういうふうな意見も出ました。

そして、ともすると、こういうふうに住民の方から見えるそうございまして、スケジュールに沿って形を整えるっていう、そういうふうに見える。だから、形を整えるだけの論議になってはいけないのではないか、やっぱり住民のための議論をしてくれと、そういうふうな意見も出たところでございます。

そして、3月の定例議会で、一般質問などで出た意見を申し上げますと、新しい高松市

の全体像、その中で牟礼町の姿が必要ではないかというような一般質問が出ております。そして、二つ目には、合併協議会は新しい高松市という自治体をつくるに当たって、みんなが新しい、新高松市の全体のまちづくりを議論する場が必要ですけども、果たして編入合併の場合、その場があるのかどうか、そういうふうな意見も出ているところでございます。

それで、高松市議会の中で、3月10日に一般質問の中で、その当時は1市5町でございましたので、その出そろったところで、全体構想を議論する1市5町の集まり、そういうことを持つ必要があるのではないかという質問に対して、否定的な発言がございましたが、これはどうなのかと。今は1市6町が出そろいますので、その段階でそういうことも必要ではないかというような意見が出たところでございます。

そして、今、松田委員の方から編入合併やむなしということが出ましたが、それに対しては条件が要ると、条件をつけて編入合併やむなし、そういうことに落ちついたように私は認識をいたしておりますので、そういうことでよろしく。だから、編入でみんなが大賛成をしたってということではないという認識もいただきたいなと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、よくわかりました。いや、それはもう、松田委員さんのおっしゃった、やむなしということの中にすべて入っておられると思います。皆さんの気持ちはそういうことだろうと思いますが、今後のことを考えたら、現在の状況を考えると、まさにやむを得ないんじゃないかというのが皆さん方の意見だろうと、私ども十分感じておりますので、今、三野委員さんからいろいろとお話があったようなことについては、今後、この合併協議の中で、十分にお話し合いをして、町民の皆さんにも納得がいくような、理解を得られるような協議が調べば、合併へ向いて進んでいく、ということになると思いますので、十分に今後この協議会で議論いただきたい、こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、1市5町、また、1市6町、それぞれの各個別の協議会になっておりますので、これを何とかできないもんかというのは、私どもの議会からも出ておりますし、私自身も思います。何せ、いろいろとできたいきさつ、経緯等がもうそれぞれ違っておりますし、また、各町の理事者や、議会のお考えも、それぞれ微妙に異なっておりますので、なかなか具体的に合同の合併協議会というところは、現実問題として困難だと私は判断しておりますけれども、今度、合併特例法が改正になったり、新法ができたりしております。

で、そういうものについては、皆さん方、共通理解を得るような場が合同でできないものか、それについては真剣に検討させていただいておるところでございます。そういうことで、御理解いただければありがたいなと思っております。

森谷委員 高松の森谷でございます。

今、お二方の委員さんから御発言いただきまして、本当にこの編入という中でも、一番最後の2行に述べられておりますように、やっぱりこれから協議をする中では、お互いの立場を十分に理解し尊重する中で、いろいろと対等の立場に立って公平・公正な合併協議を進めるとありますので、またお互いに信頼関係を持って、これからの協議に臨んでいきたいと思っておりますが。

すみません、この機会に、ちょっと副会長であられる高木町長さんの御意見というか、少しお伺いできたらと思いますけども、いかがでしょうか。

高木副会長 今の件についてですね。

私は、合併協議会の調印式のときのあいさつでも申し上げましたけども、やはり114年の歴史ある牟礼町が高松市と合併協議に臨むわけでございますから、やはり両市町が常に信頼関係を決して失うことなく話し合いすれば、必ずや協議も順調に進み、また町民の理解も得られると、こういうように理解しておりますから、これからも、今、松田委員が申し上げましたように、編入やむなしと、やむなしという言葉の中には本当に増田市長おっしゃられたとおりの意味が込められておりますので、私としましては、信頼関係を失わずに、きちっと話し合うべきことはお互いに腹を割って話し合っ、議論を積み重ねていって、最後にまとめたいと、このように考えております。

議長（増田会長） ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ほかにないようでございますので、それでは協議第1号についてお諮りをいたします。

協議第1号につきましては、案2の編入合併の方式とすることを確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第1号につきましては案2の編入合併の方式とすることを確認いたしました。

会議次第 5 その他(1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長(増田会長) 次に、会議次第 5 のその他でございますが、まず(1)の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明をいたします。

事務局次長(加藤) それでは、事務局から説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせて配付いたしております、第 3 回会議の参考資料をごらんいただきたいと存じます。会議資料の後につけてございます参考資料でございます。

まず、表紙に目次がございます。

今後の協議の参考としていただくということで、前回の会議では、合併協定項目のうち 10 の項目につきまして、両市町の現況と先進地域の事例を紹介させていただきましたが、今回は協定項目の第 1 1 号から第 1 5 号までの五つの項目につきまして、高松市、牟礼町の現況と先進地域の事例を掲載いたしております。

まず、1 ページをごらんいただきたいと存じます。

1 ページでございますが、合併協定項目のうち、町名・字名の取扱いについてでございます。

市町村の区域内の町や字の区域の設定や廃止、または区域の変更や名称の変更をしようとする場合には、地方自治法の規定によりまして、市町村の長が議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出ることが必要となります。合併の際にこれを行おうとする場合には、あらかじめ協議をしておく必要がございます。

現況欄に記載のとおり、牟礼町には三つの大字がございます。この取り扱いについて協議する必要がございます。

なお、その下に先進地域の事例ということで、平成 11 年 4 月 1 日以降に新設合併をいたしました 5 市のうち 3 市の事例を、同じく編入合併いたしました 5 市のうち 3 市の事例を紹介いたしておりますが、先ほどの協議第 1 号で、合併の方式につきましては、編入合併ということで御確認をいただきましたので、ここでは編入合併の事例を説明させていただきます。

そこには、編入合併の事例ということで、新潟市、つくば市、新居浜市、3 市の事例を紹介しておりますが、ごらんのとおり、いずれもその対応、取り扱いが異なっております。

次に、2 ページでございますが、2 ページは慣行の取扱いについてでございます。

市町の章、都市宣言、市町民憲章、市町の木や花などの慣行につきましては、その取り

扱いを協議し、合併市町にふさわしいものとしていく必要がございます。

なお、現況欄に 印で記載いたしておりますように、現況欄に記載しております項目は、慣行の例示ということでございまして、今後協議の中で、新たに協議項目となるものも想定されます。

先進地域の事例でございますが、編入合併いたしました5市のうち、慣行の取扱いで何らかの特例を設けている市は2市でございます。また、特例を設けていない市が2市、協定書に記載のないのが1市となっております。先進地域の事例といたしましては、新潟市の事例を記載しておりますが、新潟市につきましては、編入されました黒埼町の町民憲章や町民歌、町の木などにつきましては、引き続き継承していくよう特例の措置を講じております。

続きまして、3ページをお開き願いたいと存じます。

3ページでございますが、事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

編入合併の場合は、編入されます牟礼町の組織、機構は消滅し、編入する高松市がその事務を引き継ぐということになりますため、円滑に引き継ぐための措置を講ずるとともに、機構改革等についても協議をする必要がございます。特に、支所や出張所を設ける場合には、その位置や名称及び所管の区域を条例で定める必要がございます。

先進地域の事例でございますが、編入合併の新潟市では、黒埼町役場は地区事務所として存続しております。ただし、当分の間、自治法上の支所とし、組織については、段階的に再編見直しを図るということとしております。また、管理部門につきましては、早期に統合するということといたしております。また、新居浜市でございますが、新居浜市は、当面、支所として存続させるということといたしております。

なお、参考までに、この資料の一番最後でございますが、一番最後に高松市、牟礼町両市町の行政機構図、本年4月1日現在の行政機構図を添付いたしております。また後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

4ページは条例・規則等の取扱いについてでございます。

編入合併の場合、編入されます牟礼町の条例や規則は失効し、編入する高松市の条例や規則が適用されることとなります。ただし、行政制度、事務事業の調整に係るものは、その調整の結果を踏まえて整理をする必要がございます。

先進地域の事例といたしまして、そこには福山市、新居浜市、2市の、編入合併の2市

の事例を紹介いたしておりますが、同じような取り扱いがなされております。ごらんと
おりでございます。

続きまして、5ページをお開き願いたいと存じます。

特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

編入される市町村におきましては、特別職の職員は、合併と同時にその身分を失いま
す。しかしながら、特別職の職員が失職することにより、合併後の市の事務の円滑な推
進に支障が生じる可能性もございますことから、これらの特別職の職員を、当分の間、参
与、顧問等の特別職として位置づける事例もございます。

先進地域の事例といたしまして、新潟市と呉市の事例を記載しておりますが、いずれも
両市町の長が別に協議して定めとなっております。新潟市の場合ですと、協議いたしま
した結果、編入されました黒埼町の町長、助役、教育長を黒埼地区における市政の調整及
び意見具申のための参与ということで、位置づけをいたしております。

以上、簡単でございますが、合併協定項目に係る現況と先進地域の事例についての説明
でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました件について御質問、御意見等ございまし
たら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 （2）高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、次に（2）の高松市・
牟礼町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、合併協議会会議の開催予定について御説明をいたしま
す。

会議資料の一番最後のページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

次回、第4回会議でございますが、6月10日、木曜日の午後1時30分から、場所は
牟礼町役場で開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、会議開催の1
週間前に送付いたしますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上が会議の開催予定でございました。

それでは、せっかくの機会でございますので、その他ということで、何か合併問題一般について御発言がございましたら承りたいと存じますが。

はい、どうぞ。

安戸委員 牟礼町の安戸でございますけど、議長、最終の結末は17年3月31日ということで、特例法、合併特例債を使うことを目標に、17年3月31日の協議で進んでいくと思うんですけども、その間に2,000項目もあるもんが、果たして全部協議ができるんかできんのか。というのは、この協議会の中で、ちょっと遅れてきてすみませんということを一言言わないかんのですけども、そういうことで、協議内容が全部出てしまわずに、日程的に終わってしまうんでないんかいなと。というのは、牟礼町と高松市が協議してでも、今度、上の、上層部の県がありますから、そういうことで臨時議会を開いてやるのであればえんですけども、普通の定例会で結末をつける場合には、恐らく、9月までには高松市と牟礼町との話が済んでなかったらいかん。ほんなら、こんな協議会の中でそれが果たして全部言い尽くせるもんか、言い尽くせんもんか、というところが不信感を抱くところがある。

というんは、言い尽くせない場合に、きょうも合併の方式について編入合併、新設合併、前任の議長にお願いしたんは、もっと大きい気持ちで、合併が新設であろうと編入であろうと、協議は、内容についてはどンドンどンドン進んでいったらええと。協議の方式がどうあろう、こうあろうと高松市と牟礼町が納得せななんたら協議が進まんのかから、協議の内容についてはどンドン、編入であろうが新設であろうが、とにかく協議はせないかんのかのやけん、進めたらえんでないんかいなということであったんですけど、協議方法ができなければ前向いて進まんということやから、大きい気持ちでないんかいなと、こういうふうには私は、そういうふうな気持ちになるんで。

そやから、どっちにしろ、協議の内容はどンドン進めなかつたら、日程的な時間が間に合わなくなるような気がするんで、来年の、17年3月31日までにしななんたら、特例債が10年間で今度は逆に5年間になるから、財政的なことも非常に厳しくなってくる。5年間の間に、200億円の特例債を使うてしまわないかんのかのやから。それには、一般財源が非常に厳しくなってくるということで、10年間の間の期限をとるのには、来年の17年3月31日には終わってなかったらいかんということ、非常に短時間の中で、協議を全部進めてしまわないかんと思うんで、非常に難しいと思う。

それと、高松市が、約33万人の生活をしよる人が、牟礼町がこうやからというて、変

えるわけにはいかんと思うんです。変えたんでは、今までずっと市の条例なり、全部で、それぞれが地域の生活をやってきとんが、変えるわけにはいかんと思うんです。だから、どっちにしても、高松市の協議した内容についても、高松市へ右へならえをせんことには、市民がこらえんと思うんです。議会の人と言う、執行部が言うても、市民の人がこらえんと思うんです。今までそれを辛抱して、生活をやってきとんだから、牟礼町が来るからこれがこや、ああやというたところで、それは生活の体系が狂うてくるから、それは市民が、33万人の市民がこらえんと思うんです。

だから、はっきりと高松市が本音で話しして、高松市は編入になったら、どうあろうと、今の執行部の説明の中に、牟礼町の条例もあるけど、高松市の条例もあるから、高松市の条例に右へならえということは、頭に置いとかなんだらいかんということ、ちらっと言われたと思うんです。どっちにしても、高松市民が牟礼町より少ないんじゃないんですけど、牟礼町の10倍ほどおるんやから、大方20倍おるんやから、その分については、高松市民の生活を変えるわけにはいかんと思うんです。だから、牟礼町が何ぼ、こうしてくれ、ああしてくれと言うたって、牟礼町だけが来たからしてやるわけにはいかんでしょう。その辺はきちっと議長の方から、牟礼町に対してははっきり申し出てなかったら、牟礼町の人はどうなかいなと思われるから、その辺ははっきりと議長の方で言うってほしいというんがひとつの願いでございます。

議長（増田会長） ありがとうございます。きょう、基本的な合併の方式が決まりましたんで、もう選択肢は一つということで、今後、個別の項目について、次々と協議に入れると思いますんで、これから精力的にやれば、物理的にまだ間に合うと思っておりますし、また、間に合わさないかと思いますが、私、きのう四国の市長会へ行っって、二つ新しい市ができたんで、よくいろんな事情を聞いてみたら、やっぱり何千項目、全部が詰まるとかという、やっぱり基本的な項目は、全部もちろん詰めておりますが、それ以外のは、やはり引き続き協議するとかというような項目もやっぱり大分あるみたいですね。やっぱりそれは、3年なり、5年なりの間で調整しようということでやっとなる場合もあるようございまして、どっちみち、今おっしゃったように負担がいろいろ、サービスもそうですし、負担もそうですけれども、異なる場合は、どうしても激変緩和ということで、今、他の町ともいろいろ話しておりますが、3年とか、5年とかという期間で両方の制度をすり合わせるというようなことがこれから具体的に出てくると思いますが、なおそれも話しできない場合は、引き続き協議というようなことでもやっとなるケースもあると聞き

ましたんで、そら、事の軽重によりますけれども、そういうことでいけば、十分に来年の3月31日までにいけるんじゃないかなというような気はしておりますが。

なお、補足で事務局の方から何か。

事務局長 ちょっと今の会長の説明の補足というか、ちょっとこちらの方でわかる範囲で説明をいたしますと、合併の目標期日をいつに置かかというのは、本日、御決定というか、確認をいただきました合併の方式が決まりましたので、それに基づきまして、次回以降において合併の期日、具体的にどの時期を目標にするかというようなことを、これから後、幹事会で協議をした上で、ということは、高松市と牟礼町と協議をした上で、話し合いがつけばこの協議会に提案をするということになりますので、その段階でまた、この協議会に出るまでに事前の協議は十分にできるものというふうに思っております。

その中で、目標時期を定めれば、それに向けて協議を進めていくということですが、ただいまの御発言の中に、協議が終わらなければどうなのかということになるんですが、合併協議会として、ただいま会長さんの方の説明にもありましたが、合併後に調整するとか、合併時まで調整するとかという方法も含めて、そういう取り扱いについては、すべて決めていただくということになりますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、これから後、合併の方式が決まりますと、高松市と牟礼町でさまざまな制度があります。サービスがあります。それらについて現況調査をした上で比較をして、いろんな形で異なっておる実態があります。それを一定のパターンに当てはめて、どういうふうに取り扱うかという、行政制度等の調整方針というものをこの協議会で決めていただきます。協議会でこういう、例えば高松市と牟礼町がほぼ同じなものについてはどうするのか、牟礼町だけにあるものはどうするのか、高松市だけにあるものはどうするのかという、調整方針をこの協議会で決めていただいて、それに基づきまして、幹事会の各部会において、というのは、高松市と牟礼町の担当部署間において、調整を行っていくということですが、その調整が終わったことについて、順次この協議会に上げていくということになりますので、その点についても御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに何か御意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

三野委員 三野でございます。

今から、編入合併というのが決まって、編入合併方式で議論をしていくわけですが、今までに合併してるとこの方の意見を聞きますと、もう合併協議では割合いいことばかりをってというのがあって、例えば高松と牟礼町との合併協議の中で、やっぱり牟礼町民に今まで以上に我慢をしてもらわんといかんというようなこともあると思うんです。そんなことも出していただいて合併協議を進めてもらわないと、とにかく合併するまではいいことばかりがようけあってというのがあって、合併後にはそんなはずではなかったということがあるやに聞いておりますので、ぜひそこも、マイナスの部分も出して協議をするっていうことを、ぜひお願いをしておきたいなと思います。

議長（増田会長） はい、もうそれは当然のこととして、特に住民の方の権利や義務に関することが変更になることにつきましては、十分、この協議会でやっていかなければいけません。既にもう先行しておるところでも、やっぱりこの部分については、高松市の適用をすると非常にたくさんの人には有利になるけれども、しかしこの部分は一部の人には不利になるとか、そういうのもありまして、そういう場合はどっちとるかとかというようなのも具体的にありまして、そういうのも、じゃあ一部の人には我慢してもらって、全体の方のこの制度をとりましょうとか、というようなことも具体的に、次々とかいう場で決まっていておりますんで、それはもう全部オープンにして、この場で決めていくということになりますので、その点は御安心いただきたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） じゃあ、また次回以降で、またお話を十分伺いたいと思いますんで、それでは本日の会議は以上で閉じさせていただきたいと存じます。

第3回高松市・牟礼町合併協議会をこれをもって閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 2時38分 閉会

会議録署名委員

委員

梶村

伝

委員

松田

勝